

四日市市教委告示第7号

四日市市教育委員会公印規則（昭和59年四日市市教委規則第10号）第15条第1項の規定により、電子印を使用するので、同規則第17条において準用する四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月29日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

1 名称

四日市市教育委員会印

2 寸法

方24ミリメートル

3 印影



4 使用区分

学区外通学許可書
学区外通学許可通知書
区域外就学承諾書
区域外就学承諾通知書
区域外就学協議書
区域外就学の同意について
就学援助認定通知書

（四日市市教育委員会学校教育課）